

## 一般社団法人 日本マリン事業協会 入会基準及び特別賛助会員に関する規則

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本マリン事業協会(以下、単に「協会」という。)定款(以下、単に「定款」という。)第9条第2項の規定に基づき、特別賛助会員の種別、会費及び入会金並びに地区活動費について定めるとともに、定款第7条から第10条、及び第12条の規定に基づき、正会員、賛助会員及び特別賛助会員の入会、退会等に関する基準及び手続きについて定める。

(特別賛助会員の種別)

第2条 特別賛助会員の種別は、地域賛助会員、FRP船リサイクルシステム賛助会員(以下「リサイクル賛助会員」という。)及びミニボート賛助会員とする。

(入会基準)

第3条 正会員として協会に入会しようとする者は、定款第3条の目的及び同第5条に規定する事業活動に賛同する法人、個人又は団体であって、定款第8条から第10条の規定を遵守する者であること。

2 賛助会員として協会に入会しようとする者は、定款第5条に規定する事業の全般につき賛助する法人、個人又は団体であって、定款第8条から第10条の規定を遵守する者であること。

3 特別賛助会員は、種別毎に次に掲げるとおりとし、定款第8条から10条の規定を遵守する者であること。

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 地域賛助会員    | 地区における協会の事業について賛助する法人、個人又は団体    |
| (2) リサイクル賛助会員 | FRP船リサイクル事業について賛助する法人、個人又は団体    |
| (3) ミニボート賛助会員 | ミニボートの安全啓発等の事業について賛助する法人、個人又は団体 |

4 正会員、賛助会員及び特別賛助会員は、協会からの求めに応じて、年間の出荷個数、出荷金額等の資料を提出できるものであること。この場合において、協会は、個人情報の保護について、充分留意するものとする。

(特別賛助会員の会費及び入会金、地区活動費等)

第4条 特別賛助会員の会費については、種別ごとに次に掲げるとおりとする。

| 特別賛助会員の種別 | 会費金額/1口 | 口数   |
|-----------|---------|------|
| 地域賛助会員    | 3万円     | 1口以上 |
| リサイクル賛助会員 | 2万円     | 1口以上 |
| ミニボート賛助会員 | 2万円     | 1口以上 |

- 2 地域賛助会員は入会時に2万円の入会金を納付するものとする。ただし、リサイクル賛助会員及びミニポート賛助会員については、入会金は不要とする。
- 3 地域賛助会員の本店又は主たる事務所以外の支店、営業所、事務所等の活動拠点(以下、「事業所等」という。)が地区活動に参加する場合は、第1項に規定される会費に加えて、地区活動に参加する事業所等ごとに3万円の支部活動費を別途請求することができるものとする。
- 4 特別賛助会員の会費については、毎年度当初に、協会事務局より請求するものとする。
- 5 特別賛助会員は、前項の規定に基づき協会事務局から請求があった後、原則として2ヶ月以内に納付するものとする。
- 6 会計年度の途中で新規に入会した特別賛助会員にあっては、入会時に当該年度の会費を納付するものとする。
- 7 特別賛助会員から納付された会費及び入会金並びに第3項に基づく地区活動費は、理由のいかんにかかわらず、返還しないものとする。

(入会申込書)

第5条 正会員及び賛助会員については第1号様式により、所定の事項を記載し協会に申し込むこと。

- 2 地域賛助会員については第2号様式により、リサイクル賛助会員については第3号様式により、またミニポート賛助会員については第4号様式により、所定の事項を記載し協会に申し込むこと。

(退会又は変更の届出)

第6条 会員は、退会しようとする場合は、第5号様式により、退会届を提出するものとする。

- 2 前条に規定する申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、変更のあった事項及びその内容について協会に届け出るものとする。会社名又は住所に変更があった場合には、第6号様式により、届け出るものとする。

(委 任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の決議によって、別に定める。

(変更又は廃止)

第8条 この規則の変更又は廃止は、理事会の決議によって行う。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

経 緯

- ① 平成26年3月28日 第5回理事会（第2条第3項並びに第1号様式、第2号様式及び第6号様式の改正）

附 則

（施行日）

第1条 この規則の変更は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

（施行日）

第1条 この規則の一部改正は、平成28年5月30日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

（施行日）

第1条 この規則の変更は、令和5年4月1日から施行する。